

令和5年5月8日

出入りする業者の皆様へ

福井県済生会病院
院長 笠原善郎

入館許可証の申請のお願い

院内での感染を防止するため、感染症が収束するまでの間、当院に入館する業者については、下記の運用についてご協力をお願いいたします。

■お願い：不要不急の訪問はご遠慮ください

- ・許可がない業者やアポイントのない業者は、入館することはできません。
正面玄関にて検温をおこない、入館許可申請部署を訪問してください
(入館受付名簿に記載後、入館許可証をお渡しします)。
- ・必ず以下の申請部署にて【入館許可申請書】(HP からダウンロードも可能)を提出してください。
- ・当院への来院は必要最低限の回数とし、人数も極力減らすようにしてください。
- ・当院入館時は、マスク着用、手指消毒等、感染対策を徹底してください。
- ・以下の場合は、すぐにアポイントを認めた職員に連絡してください。
 - ①発熱、全身倦怠感などの症状がある場合
 - ②来院後2週間以内に自身が感染した場合やPCR検査を受けた場合
- ・時間外や休日については、アポイント先の職員に対応を相談してください。
- ・有事の際には、【入館許可申請書】に記載の連絡先に連絡する場合があります。
ご了承ください。

□納品や営業で定期的に来院する場合

- ・【入館許可申請書】の業務期間を1カ月で記載し、毎月訪問初日に提出してください

□機器管理等で不定期に来院する場合

- ・2週間以上前にアポイントを取ってください。

■入館許可申請部署

- ・ 本館3階 総務・企画課
- ・ 本館3階 資材・資産管理課
- ・ 本館3階 臨床工学部
- ・ 本館1階 薬剤部
- ・ 本館地下1階 施設課
- ・ 東館2階 医療情報課